

法人税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 法人税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 組織再編成に係る適格要件について、次の見直しを行うこととする。（法人税法施行令第4条の3関係）
 - (1) 株式の保有関係について、組織再編成後に適格株式分配が見込まれている場合における適格株式分配後の完全支配関係の継続を不要とする。
 - (2) 共同で事業を行うための組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。
- 2 恒久的施設の範囲について、次の見直しを行うこととする。（法人税法施行令第4条の4関係）
 - (1) 恒久的施設とされる支店等の範囲を、支店等、天然資源を採取する場所その他事業を行う一定の場所に見直す。
 - (2) 恒久的施設とされる長期建設工事現場等について、二以上に分割して契約された場合における期間要件の判定方法等を定める。
 - (3) 外国法人が一定の活動を行う場所（当該活動を含む。）は、当該活動がその事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、一定の要件の下、恒久的施設とされる支店等及び長期建設工事現場等に含まれないものとする。
 - (4) 恒久的施設とされる代理人の範囲を、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約の締結等をする者（当該者の活動が当該外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合における当該者及び独立代理人（専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者を除く。）を除く。）に見直す。
- 3 対価が交付されない組織再編成について、適格要件、資本金等の額の計算、対価の交付が省略されたと認められる組織再編成の範囲及び株主等が交付を受けたものとみなされる株式の価額、株式の取得価額、被合併法人等及び合併法人等の有する株式の帳簿価額の計算、資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額の計算等の細目を定めることとする。（法人税法施行令第4条の3、第8条、第23条、第119条、第119条の3、第119条の7の2、第122条の15、第123

条の10関係)

4 連結納税の承認の申請手続等について、次の見直しを行うこととする。(法人税法施行令第14条の7関係)

(1) 連結子法人となる法人の連結納税の承認申請書を提出した旨の届出を不要とする。

(注) 平成31年4月1日前に連結納税の承認申請書を提出した場合の届出については、従前どおりとする。(附則第6条関係)

(2) 連結子法人となる法人が連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなった場合の書類の提出を不要とする。

(注) 上記の改正は、連結子法人となる法人が平成31年4月1日以後に連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなる場合の書類の提出について適用する。(附則第6条関係)

5 連結納税の承認の取消しの手続等について、連結完全支配関係を有しなくなった等の事由が生じた場合の連結子法人等による書類の提出を不要とすることとする。(法人税法施行令第14条の9関係)

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に事由が生ずる場合の書類の提出について適用する。(附則第7条関係)

6 電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととする。(法人税法施行令第14条の10、第150条の3、第155条の47の2関係)

(1) 本特例における特定法人の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する。

(2) 本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定める。

7 資産の販売等に係る収益の認識等について、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理、資産の販売等の対価として受け取ることとなる金額のうち金銭債権の勘定としていない金額がある場合の処理等について定めることとする。(法人税法施行令第18条の2、第99条、第119条の10、第123条の8、第129条、第155条の5、第155条の6関係)

8 寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務を主たる目的とする地方独立行政法人を加えることとする。(法人税法施行令第77条関係)

9 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等について、その特別な有効性判

定方法等の承認に係る申請書の提出期限をその適用を受けようとする最初の事業年度の申告書の提出期限の3月前の日とし、その承認を受けたデリバティブ取引等に係る有効性判定等については、その承認に係る申請書に記載されたその適用を受けようとする最初の事業年度からその特別な有効性判定方法等によることとする。(法人税法施行令第121条の4、第121条の10関係)

- 10 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入について、課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合等の課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額は、地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算することとする。(法人税法施行令第139条の4関係)

(注) 上記の改正は、平成35年10月1日以後に行う課税仕入れ等について適用するとともに、平成31年10月1日以後に行う三十一年軽減対象資産等の譲渡等に係る課税仕入れ等及び平成35年10月1日以後に適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れ等について、所要の経過措置を講ずる。(附則第14条関係)

- 11 分配時調整外国税相当額控除について、法人税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとする。(法人税法施行令第148条、第155条の36、第155条の45の2、第201条の2関係)

- 12 外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、不動産関連法人の判定時期を、その株式の譲渡の日から起算して365日前の日から当該譲渡の直前の時までの間のいずれかの時に見直すこととする。(法人税法施行令第178条関係)

- 13 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第142号)の一部改正(第2条関係)

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過規定について、所要の規定の整備を行うこととする。(法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第7条関係)

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)